

## 第 2 回秋田市住生活基本計画等策定委員会

### 議事資料

#### 目 次

- 1 議事 3-1 市民アンケートの結果について・・・ P 1
- 2 議事 3-2 第 1 回策定委員会が出された意見等への対応について・ P 8
- 3 議事 3-3 住生活の将来像および基本目標の設定について・・・ P 15
- 4 議事 3-4 基本目標の実現に向けた施策の展開について・・・ P 20
- 5 議事 3-5 成果指標および公営住宅の供給の目標量について・・・ P 37
- 6 議事 3-6 秋田市営住宅等長寿命化計画について・・・ P 42
- 7 議事 3-7 両計画の素案およびパブリックコメントについて・・・ P 44

# 1 (議事3-1) 市民アンケートの結果について

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

第2期秋田市住生活基本計画の策定にあたり、市民の「住まい」に関する考え方や意見を計画に反映させるための基礎資料とすることを目的に実施した。

### (2) 調査の内容

アンケート調査の内容および期待する効果等は次のとおりである。

表 1-1 アンケート調査の内容および期待する効果等

番号	大項目	質問項目	期待する成果等
1	回答者の世帯属性について	1 性別 2 年齢 3 世帯構成 4 子ども、高齢者の居住等	・住宅の満足度や住宅の属性について、世帯属性ごとのクロス集計等に活用する。
2	回答者の住まい属性について	5 住宅の種類 6 居住歴 7 建築時期 8 居住面積 9 バリアフリー対応	・住宅の満足度や住宅の属性について、世帯属性ごとのクロス集計等に活用する。 ・居住している住宅の属性を把握することで、住宅ストックに関する課題を検討する際の参考資料とする。
3	住まい・周辺環境の満足度について	10 住宅の満足度 (5段階評価) 11 地域住環境の満足度 (5段階評価)	・現在居住している住宅や地域に関する満足度を把握することにより、居住者から見た視点での課題の整理等を検討するための参考資料とする。
4	定住・転居意向について	12 住み続けることの意向 13 現在の住宅を選ぶ理由 14 住み続けるために重要なこと 15 転居ができない理由について	・現在居住している住宅に住み続けることの意向等を把握することにより、課題の整理や住み替え支援施策等の検討のための参考資料とする。
5	住宅や住環境に重視すること	16 今後住宅を取得する際に重視すること	・住宅を選ぶときに重視する内容を把握することにより、住宅に居住する際の様々な支援に関して検討するための参考資料とする。
6	リフォーム等の意向について	17 建替、増改築、リフォームの予定 18 建替、増改築、リフォームの内容 19 リフォームをしない理由	・持家のリフォーム等の実施状況、問題点を把握し、リフォーム推進政策検討のための参考資料とする。
7	高齢期の住まいについて	20 高齢者、障がい者の有無 21 高齢者、障がい者が住む上で困っていること 22 高齢者の住まい方について 23 高齢者、障がい者の住まい方に対する支援について	・高齢者や障がい者の住まい方の意向や問題点を把握し、高齢者に対する住宅政策検討のための参考資料とする。
8	子育て期の住まいについて	24 子育て期の住宅の重要なことについて 25 子育て期の住まい方に対する支援について	・子育て期の住まい方の意向や問題点を把握し、子育て世帯に対する住宅政策検討のための参考資料とする。
9	市営住宅について	26 市営住宅が必要な人について 27 市営住宅建設等のあり方について	・市民から見た市営住宅のあり方や建設の方向性の考え方を把握し、入居に関する対応や市営住宅の整備方針検討のための参考資料とする。
10	空き家・空き地について	28 空き家・空き地の状態について 29 空き家・空き地への対応の考え方について	・地域にある空き家の問題や空き家対策の考え方を確認し、空き家対策推進施策検討のための参考資料とする。
11	災害対策について	30 災害に対する不安について 31 災害対策について特に力を入れるべきと思うこと	・居住している住宅や地域の災害に対する不安や災害対策に関する思うことを把握し、住宅に対する災害対応施策検討のための参考資料とする。
12	秋田市の住宅政策について	32 秋田市の住宅政策に特に力を入れるべきと思うこと	・これまでのアンケート項目に関連することも含め、特に力を入れるべきと考えることを把握し、重点目標や重点施策検討のための参考資料とする。
13	ご意見	33 自由意見	・住宅政策や市政に関するアイデアや意見を把握し、住宅政策検討のための参考資料とする。
14	回答者の地域	あらかじめアンケート用紙にコード記載(1~7)、個人特定はできない旨を記載する。	・各アンケート項目について、回答者の地域ごとのクロス集計等に活用する。

### (3) 調査対象者

調査対象者は次の2,100名（①②計）である。

①無作為に抽出した20歳以上の市民：2,000名

#### 【抽出方法】

- ・男女、地域、10歳階級の人口比に応じた配分とし、20歳以上の市民から調査対象の2,000件を抽出した。
- ・2,000件のうち、700件は7地域に100件ずつ配分し、地域ごとの人口比に応じた件数を抽出。
- ・2,000件のうち、1,300件は市内全域に対する割合に応じた件数を抽出

②市民100人会：100名

表1-2 調査票の配布人数（無作為抽出2,000名および市民100人会100名）

区分	中央地域			東部地域			西部地域			南部地域			北部地域			河辺地域			雄和地域			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計												
20～29歳	21	20	41	26	24	50	9	13	22	12	14	27	20	18	39	4	4	8	9	12	21	102	105	207
30～39歳	24	26	50	23	24	47	14	14	28	22	21	42	27	30	57	7	6	13	5	4	9	122	125	246
40～49歳	37	42	78	31	32	63	23	23	45	29	29	58	36	37	73	8	9	17	8	6	14	171	178	349
50～59歳	40	38	78	27	28	55	20	22	42	25	28	53	33	36	69	9	10	19	8	8	16	161	171	332
60～69歳	33	40	73	32	35	67	22	23	46	27	33	60	43	43	86	16	15	31	14	14	28	187	203	390
70歳以上	40	64	105	43	60	103	29	42	71	33	45	78	51	77	128	19	30	49	17	24	41	233	343	576
計	195	230	425	182	204	386	117	137	254	148	170	318	210	241	451	63	74	137	61	68	129	976	1,124	2,100

### (4) 調査方法

郵送によりアンケートを送付し、直接記入の上、郵送回収とした。

なお、アンケートは無記名とした。

### (5) 調査期間

調査期間は「令和2年8月31日（月）～10月16日（金）」である。

### (6) 配布・回収結果

調査票の配布、回収の状況は次のとおりである。

表1-3 調査票の配布・回収の状況

地域	配布数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（％）
中央地域	425	230	54.1
東部地域	386	205	53.1
西部地域	254	121	47.6
南部地域	318	161	50.6
北部地域	451	254	56.3
河辺地域	137	70	51.1
雄和地域	129	64	49.6
合計	2,100	1,105	52.6

## 2 調査結果の概要

調査結果の概要と計画反映の際の配慮事項は次のとおりである。

表 1-4 調査結果の要約と配慮事項等 (1/4)

項目	調査結果の要約	主な問題点と配慮事項
回答者の属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男性」が約 44%、「女性」が約 55%、「無回答」が約 1%</li> <li>○60 歳以上が約 54%</li> <li>○「夫婦のみ」の世帯が約 29%、「夫婦と子」の世帯が約 31%</li> <li>○家族に「65 歳以上の高齢者」がいるのは約 59%</li> <li>○子の人数は「1 人」が約 40%、「2 人」が約 47%、「3 人以上」が約 8%</li> </ul>	
今の住宅の属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「持ち家（1 戸建）」が約 81%</li> <li>○居住年数は「10 年未満」が約 26%、「30 年以上」が約 34%</li> <li>○建築時期は「平成 3 年～平成 12 年」が約 21%</li> <li>○床面積は「100～149 m<sup>2</sup>（30～45 坪）」が約 37%</li> <li>○バリアフリーの対応状況は「2 カ所以上に手すりを設置（階段と玄関、階段と浴室とトイレなど）」が約 38%、「バリアフリーに対応したものはない」が約 32%</li> </ul>	○住宅のバリアフリー化を進めていく必要がある。
今の住宅の満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○満足度が高いのは「住宅の広さ、部屋数」「台所・風呂・トイレの設備や広さ」「住宅の日当たりや風通し」で、いずれも「満足」「やや満足」が 5 割以上</li> <li>○不満度が高いのは「高齢者や障がい者への配慮（バリアフリー対応）」「光熱水費軽減などの省エネルギー対応」「寒さ、暑さに対する断熱性や気密性」で、いずれも「不満」「やや不満」が 3 割以上</li> </ul>	○バリアフリー化や省エネルギー対策、断熱性や気密性等、暮らしやすさに配慮する必要がある。

表 1-5 調査結果の要約と配慮事項等 (2/4)

項目	調査結果の要約	主な問題点と配慮事項
地域の住環境の満足度	<p>○満足度が高いのは「買い物の便利さ」「住宅周辺の騒音の少なさ」「自然・緑の豊かさ、公園・緑地の近さ」で、いずれも「満足」「やや満足」が約5割</p> <p>○不満度が高いのは「雪への備え（道路の除排雪など）」で、「不満」「やや不満」が4割以上、「地震・火災・水害などに対する安全性」「住宅周辺の道路の安全性」の「不満」「やや不満」が2割以上</p>	<p>○冬期や災害時に対する周辺環境の安全性の向上を図る必要がある。</p>
定住や転居	<p>○今の住宅に「住み続ける」が約75%</p> <p>○今の住まいを選ぶ理由は「住み慣れている」が約76%</p> <p>○住み続けるために重要なことは「買い物や通院など日常生活の利便性がよいこと」が約64%</p> <p>○転居したくてもできない理由は「高齢だから」が約37%、「家賃やローンの支払が困難(収入面)」が約65%、「預貯金や融資額が少ない」が約57%</p>	<p>○定住対策を推進し、安心して住み続けられる居住環境を整備する必要がある。</p> <p>○日常生活の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>○ニーズに応じた補助金等の支援や相談体制の充実が必要である。</p>
住宅や住環境で重視すること	<p>○「買い物や通院などの利便性」が約51%</p>	<p>○日常生活の利便性の向上を図る必要がある。</p>
住宅のリフォーム工事	<p>○リフォームの「予定はない」が約57%</p> <p>○予定されている、または実施済みのリフォームの内容とは「台所、風呂、トイレなどの、設備工事」が約60%、「屋根や外壁の塗装や張り替えなどの、外装工事」が約68%</p> <p>○リフォームしない理由は「今の住宅で十分である」が約48%、「リフォームしたいが資金がない」が約32%</p>	<p>○適切なリフォームが行われるよう、情報提供や相談体制の充実が必要である。</p>

表 1-6 調査結果の要約と配慮事項等 (3/4)

項目	調査結果の要約	主な問題点と配慮事項
高齢者や障がい者のすまい	<p>○困っていることは「玄関まわりに段差がある」が約43%、「玄関まわりに手すりが無い」が約28%</p> <p>○老後の住まい方は「今の家に住み続けたい」が約50%、「利便性の高い場所に住み替えたい」が約12%</p> <p>○必要だと思う取り組みは「持ち家のバリアフリー化などリフォームに関する助成制度の充実」が約20%、「住み慣れた地域で生活していくための生活支援・介護サービスの充実」が約41%</p>	<p>○住宅のバリアフリー化を進めていく必要がある。</p> <p>○高齢期も安心して住み続けられる居住環境を整備する必要がある。</p> <p>○高齢者や障がい者等の居住に配慮した適切な支援やサービスの充実が必要である。</p>
子育て期のすまい	<p>○重要だと思うことは「住宅の広さ」「子ども部屋の確保」「家賃など住宅費の負担の適度さ」で、いずれも約3割</p> <p>○必要だと思う取り組みは「住み慣れた地域で生活していくための子育て支援・子育てサービスの充実」で約42%</p>	<p>○子育て世帯のニーズに応じた規模、家賃の住宅の供給が必要である。</p> <p>○子育て世帯が暮らしやすい居住環境の整備、ニーズに応じた支援やサービスの充実が必要である。</p>
空き家・空き地	<p>○空き家・空き地の状態については「草木が生い茂っている」が約47%</p> <p>○どのようにすればよいかは「所有者に働きかけて、適切に管理させるべきである」「所有者に働きかけて、空き家の解体や売却などを進めるべきである」がそれぞれ約3割</p>	<p>○草木の伐採等、適切な管理が必要である。</p> <p>○所有者へ働きかけを行い、空き家・空き地の適切な管理と有効活用を図る必要がある。</p>
災害対策	<p>○心配していることは「地震により住宅が倒壊しないか」が約37%で、「住宅や地域が川に近く、洪水が起きないか」「大雨や台風による住宅への浸水被害」「大雪による住宅への被害」がそれぞれ約3割</p> <p>○必要だと思う取り組みは「被害を受けた住宅の復旧工事に対する支援」が約56%</p>	<p>○住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○災害時の安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>○適切な支援のための情報提供や相談体制の充実が必要である。</p>

表 1-7 調査結果の要約と配慮事項等 (4/4)

項目	調査結果の要約	主な問題点と配慮事項
市営住宅	<p>○どのような人のために必要と思うかは「低所得者のため」が約 80%、「高齢者のため」が約 40%、「ひとり親世帯のため」が約 35%</p> <p>○市営住宅の建設については「人口が減少するから、老朽化した市営住宅のみ建て替えていくべき」が約 32%</p>	<p>○ニーズに応じた住宅の供給が必要である。</p> <p>○市営住宅の長寿命化の促進を図る必要がある。</p>
秋田市の住宅政策	<p>○力を入れるべきだと思うのは「高齢者が安心して暮らせる、生活支援や介護サービスが付いた住宅の普及促進」が約 43%、「増加する空き家への対策」が約 37%</p>	<p>○サービス付き高齢者向け住宅の普及促進が必要である。</p> <p>○適切な空き家対策を講じる必要がある。</p>

【自由意見】

自由意見については、395 人が回答した。

主な内容を、「空き家」、「災害対策」、「リフォーム」、「バリアフリー」、「高齢者」、「子育て」、「市営住宅」、「民間賃貸住宅」、「居住環境」、「まちづくり」、「道路・除排雪」、「地域交通」、「防犯」、「その他」の 14 項目へ分類したところ、住宅に関する意見で最も多かったのは「空き家」が約 13%、次いで「災害対策」が 8.4%であった。

その他については、主に、町内会、ごみ出し、身の回りで起きていること、困りごとなど様々な意見や要望等があった。

表 1-8 自由意見回答数

番号	項目	回答数	構成率
1	道路・除排雪	72	18.2%
2	空き家	51	12.9%
3	災害対策	33	8.4%
4	居住環境	32	8.1%
5	地域交通	30	7.6%
6	まちづくり	30	7.6%
7	高齢者等	17	4.3%
8	防犯	12	3.0%
9	リフォーム	9	2.3%
10	市営住宅	9	2.3%
11	子育て	5	1.3%
12	バリアフリー	4	1.0%
13	民間賃貸住宅	4	1.0%
14	その他	87	22.0%
合計		395	100.0%

項 目	主な自由意見
道路・除排雪	<p>○道路が狭すぎる。雪が降ると道路状況が悪くなり大変。</p> <p>○道路がせまいため、除雪が思い様来ない。中心地は何時除雪されて良いが、せまい所にも目を向けて欲しい。</p> <p>○子供の通学路であってもせまく危険な道がたくさんある。信号をつけたり、子供が安全に過ごせる町づくりを希望する。</p> <p>○自宅から大きい道路に出る際、必ず遠回りをしなければいけない道路の作りなので、もっと便利な道路ができたらと思っています。</p>
空き家	<p>○空き家で手入れされていない所が多くなった。納税状況である程度行政での把握ができると考える。税の滞納、家の取り壊し費用と土地代の相殺ができる条例を策定することはできないものだろうか。</p> <p>○今にも崩れそうな家屋がそのままになっている所などある。定期的に巡回して売却するなり取り壊しをしてほしい。</p> <p>○町内に空き家が増えています。私自身も実家が空き家となる可能性があり、どう管理すればよいのか、売却できるのかなど、わからないことだらけです。そのような事に対する相談窓口や財政面での支援制度があればと思います。</p>
災害対策	<p>○川の堤防は大丈夫なのか心配。山林の伐採後の土砂崩れがないか心配。</p> <p>○災害が予想される地域では大雨が降るたびに避難所開設ということになる。安全な地域を確保してそこに優先的に入れるようにして欲しい。</p> <p>○私の住む地区（大住・仁井田）では、大雨の際に床上・床下浸水する住宅が多くあります。市の方でもポンプで水を汲み上げて頂いてはいますが、間に合わない状態で毎回心配しながら自宅に住んでいます。川の増水が心配な地域への防災の対策をなんとかお願いしたいです。</p>
地域交通	<p>○バスの便が悪い（路線も少なく、本数も少ない）。高齢者が利用しにくい。地域を循環する小型バスがあれば良い。</p> <p>○100円バスの利用はありがたいが、本数が少なく大変である。</p> <p>○今の所、車の運転はできるのですが、そろそろ車も無理になって来でしょう。その為バスの運行を考えていただきたい。</p>
居住環境	<p>○現在生まれてから住み続けていますが、とても住みやすい所です。ただ、バスの便が不便と感じることはありますが、近くに公園やスーパーもあり、満足しております。これからも住み続けます。</p> <p>○家の周りにはスーパーや公園、学校もあるので、住む際に困った事はあまりありませんが、遊びに行く場所が少ないイメージがあります。</p>
まちづくり	<p>○中心地は都市化を進め、少し離れたところに自然なども多いので、コンパクトシティ化を進めてもらえるとうれしいです。全世界注目の高齢化の秋田のコンパクトシティ化が見本になれるようにしたいですね！</p>
高齢者	<p>○グループホームを増やして欲しい。</p> <p>○祖父母の通院、買い物に家族に負担がかかる。</p> <p>○老後も今の住宅に住み続けたいのですが介護サービス等の現状からはとても不安。</p>

## 2 (議事3-2) 第1回策定委員会が出された意見等への対応について

【前回委員会】議事7-1 秋田市住生活基本計画策定の概要について

【前回委員会】議事7-2 現行計画の検証および秋田市を取り巻く現況と課題について

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
1	バリアフリー化率の値は、目標に対しての乖離が非常に大きいですが、当時の目標値設定の特別な根拠や意図があれば教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値は、平成23年3月策定の「住生活基本計画(全国計画)」と同値を用いた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住生活基本計画(全国計画)見直しの動向を見ながら、本市の目標設定を検討したい。</li> </ul>
2	今後もさらなる高齢化の進行が懸念されるが、高齢者の増加に対して住宅ストックは充足しているのか、増やす必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅総数は普通世帯数を上回る状況で推移しているとともに、市全体で人口減少が進んでいるため、これ以上増やすというような計画等はない。</li> <li>・今後は、空き家や空きアパート等の既存ストックの活用等が課題となると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策の強化を検討するとともに、既存ストックの活用に努める。</li> </ul>
3	空き家を活用した定住対策については、市が空き家を所有者から借り上げ、市が改修等を行った後、住まいとして活用する(市の改修費を家賃で回収する)など、思い切った施策を行ってみてもいいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市の事例等を参考にしながら次の展開の中で検討していきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流施設、福祉施設など様々な活用方法に対する取組や支援について、空き家対策計画の策定や関係団体等との連携も含め検討する。</li> </ul>

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
4	耐震に関わる興味や意識を変えるためにも、耐震改修の対象を昭和 56 年以前と限定せずに事業を実施できるような改革をお願いしたい。	・建築指導課と相談して検討を進めていきたい。	・昭和 56 年以前の住宅の耐震化を最優先として進めることが重要であるため、直ちに対象の拡充は実施しないが、ご意見を踏まえ、耐震化率の動向等も考慮しながら、耐震性の向上に係る効果的な施策を検討していきたい。
5	全体の認定長期優良住宅に対して型式認定の件数はどのくらいか。	・型式認定の件数は現在把握していないため別途整理の上、提示させていただく。	型式認定件数 平成 22～平成 31 年度 長期優良住宅認定 2,406 件 型式認定件数 1,203 件 割合 50.0%
6	長期優良住宅の認定を受けた場合、所有者側のメリットはあるのか。	・基本的に固定資産税や登録免許税、不動産取得税などの税制上の優遇が大きい制度となっている。	・これまで以上にメリットの周知を図るとともに、長期優良住宅の普及促進に努める。
7	認定長期優良住宅の選択にあたっては、それらの優遇措置とイニシャルコストの天秤で考えると思うが、その辺はどうか。	・ほぼ等しいという可能性もある。ただそれ以上に質の良い住宅という点にメリットがあるのではないかと考えている。	・これまで以上にメリットの周知を図るとともに、長期優良住宅の普及促進に努める。
8	長期優良住宅は認定を受ける際、費用や手間がかかるというようなデメリットが多いため、その辺の使い勝手を良くしなければ普及は難しい。	—	・法律に基づく必要な手続きが必要であるため難しい。 ・一方、国土交通省も現在「長期優良住宅制度の在り方に関する検討会」を開き普及等について検討を進めている ・当面の取組としては、制度のメリット等について分かりやすい説明の実施を検討する。

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
9	次期計画では、目標指標の値の取り方のほか、指標自体をどうするのかという点も含めて検討が必要である。	—	(成果指標の検討の際、対応)
10	市として、風力発電を市民にもメリットのある施設に変えていくということが必要なのではないかと。風力電力の将来的な利用の仕方、取り入れ方を検討して行ってほしい。 住環境の点からは総合都市計画、産業振興の点からは総合計画が関連する。セクションは違うものの、秋田市は一本であるため、庁内で申し送りや連絡をし、検討して行ってほしい。	・今後、庁内で調整を行うにあたり、住宅・住環境の観点で、どのように結びつけていくか協議を行っていききたい。	・秋田市環境基本計画（平成29年10月）では、環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興を図る取組として、住宅等での再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）の導入促進を位置づけているところである。 ・住宅用については、太陽光発電システム設置費の補助金はあるが、風力発電装置に対する支援についても、引き続き研究する。
11	バリアフリー化の促進について、居住者の体が不自由になる前から、バリアフリー化の仕組みの情報提供や声かけを行うなどの取組が必要ではないかと。	・バリアフリー化自体は補助を出して実施しているが、それ以前の普及等の取組推進が必要と考えている。	・相談窓口の設置や積極的な情報提供等、住宅相談体制の強化を検討する。
12	バリアフリー化率は何に基づくデータか。	・住宅・土地統計調査である。	・今後も住宅・土地統計調査を根拠とする。
13	空き家戸数は何に基づくデータか。	・住宅・土地統計調査であり、ある区域を調査し、そこから推計するという方法である。一戸建て住宅のほか、アパートやマンション等の空き室も含まれている。	・住宅・土地統計調査の空き家数により、様々な施策等を検討するが、今後、本市独自の調査を検討する。
14	空き家戸数について、住宅・土地統計調査と空き家調査の結果に乖離はあるか。	・住宅・土地統計調査の方が少し大きくなっている。	・住宅・土地統計調査の空き家数により、様々な施策等を検討するが、今後、本市独自の調査を検討する。

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
15	<p>現行計画の目標2「安全安心に暮らせる住まい・まちづくり」の評価はD評価である一方、昨今の洪水被害が多い状況や、洪水による浸水想定区域が多くなっているなかで、市としての今後の対応の基本的なスタンスはどうなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画では災害関係の指標は入っていないが、次期計画では新たに検討が必要であると認識している。</li> <li>・土砂災害は主に特別警戒区域（レッドゾーン）の住宅の移転等に対して補助を行っている。</li> <li>・津波・洪水は、浸水想定区域（イエローゾーン）が市街地の多くを占めることを踏まえ、取組の検討が必要と考えている。現在の方向性としては、ハード面では現在も進めている雄物川の河川改修のほか、ソフト面として避難計画を立てて、避難について市民の方々に周知しながら進めていく方向である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域や津波浸水区域から安全な場所へ移転を支援する事業を検討する。</li> <li>・土砂災害特別警戒区域からの移転費補助については、危険住宅の解体費や移転先の新築購入等の経費について、上乘せを検討し実施する。</li> </ul>

【前回委員会】議事 7-3 住生活の将来像および基本目標について

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
1	<p>将来像や基本目標の「誰もが」の対象は、子育て世帯や高齢者を重点的に考えているか。</p>	<p>・子育て世帯や高齢者、障害者を含む市民の誰もがと考えている。</p>	<p>・子育てや高齢者世帯等に重点的に対応した施策の展開を検討する。</p>
2	<p>高齢者の住まいづくりを考える上では、バリアフリー化や建物の整備だけではなく、まちづくりの観点での対策を検討してほしい。</p> <p>物的な整理・手段だけでなく前段としての考え方をもう少し示すことができたらいいということかと思う。</p> <p>大きな考え方は総合計画等の基本的な考え方に倣い、住宅政策でどう受け止め、実践していくかが大きな流れであるが、エッセンスは住生活基本計画でも表現したほうが良い。</p>	<p>—</p>	<p>・上位関連計画等との整合を図り、次期総合計画でも実現を目指すとしているエイジフレンドリーシティの実現やまちなかへの居住誘導等による多核集約型コンパクトシティ形成の実現を、高齢者の住まいづくりを考える上でのまちづくりに関する視点として捉え、目標や基本方針の見直しを図る。また、対策はその方針を踏まえた内容として検討する。</p>
3	<p>コンパクトシティを目標とするのは良いが、市街地に住宅を建てたくても費用の関係で建てられないなどの現状を視野に入れて進める必要がある。</p>	<p>・現状を踏まえて検討していく。また、所得関係の資料整理を進める。</p>	<p>・中古住宅を対象としている空き家定住推進事業について、居住誘導区域におけるインセンティブの付与や対象住宅の要件の拡充を実施したところであり、今後も利用拡大に向けて推進を図っていく。</p> <p>・また、居住誘導区域へ移転する際の新築費用などに対する支援やその他の事業についても、居住誘導区域におけるインセンティブの付与について検討する。</p>

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
4	<p>目標2「ライフスタイルに応じて誰もが安心して快適に暮らせる住まい・まちづくり」とあるが、既存住宅の流通シェアの高い欧米とは異なり、日本では世帯構成の変化やライフスタイルに応じて、住宅の箱の大きさを変えていくのは難しい。そこまで想定した対策は考えられるのか。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅リフォーム支援事業や多世帯同居・近居推進事業等により、一定のニーズに対応できるよう、ライフスタイルに応じた住宅改修等に対して支援を検討する。</li> <li>・高齢期や子育て期などの、住み替えに関する支援も検討する。</li> </ul>
5	<p>あるニュータウンの例であるが、ディベロッパーが維持管理に継続的に関与し、空き家の買い取り・修復、狭い家から移りたい人に引っ越してもらおうというような取組を行っている。行政でも同様の取組ができないのか。モデル的にでもできれば、認識が広がる。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のような取組を含め、様々な空き家の利活用施策等の方向性を、空き家対策計画の策定と合わせて、検討してまいりたい。</li> </ul>
6	<p>リフォームを考える際に、信頼できる業者や価格等が分からない。また、高齢者は消極的であるため、整備に向けた道筋を立ててあげてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市側で特定の業者の紹介はできないが、安心リフォーム協議会という団体を紹介している。</li> <li>・今後も様々な相談ニーズがあるため、各団体との連携を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心リフォーム協議会の紹介のほか、国土交通省による、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を登録・公表を行う「住宅リフォーム事業者団体登録制度」等の紹介を検討したい。</li> </ul>
7	<p>リフォーム実施後、業者に対する満足度評価や口コミ等を入力できるシステムの構築など、安心して適正な住宅関連の情報が一定程度提供されるような発信・取得の仕方を考えていく必要がある。</p>	—	

【前回委員会】議事 7-4 秋田市営住宅等長寿命化計画の策定について

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
1	市営住宅等長寿命化計画は主に技術的な内容か。	・市営住宅の各団地や住棟について、今後 10 年の改善や修繕等についての方針を定める内容である。	・委員会時の回答のとおり策定を進める。

【前回委員会】その他 8-1 市民アンケートの実施について

【前回委員会】その他 8-2 社会資本総合整備計画について

番号	意見等	委員会時の回答	対応の方針
1	次期の市営住宅等長寿命化計画に位置付ける事業等において、社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合は、社会資本総合整備計画に位置付けるとのことだが、すでに社会資本総合整備計画は策定されているか。	・策定されている。交付金の活用が可能な事業があった場合は、社会資本総合整備計画の変更を行う。	・委員会時の回答のとおり進める。

### 3 (議事3-3) 住生活の将来像および基本目標の設定について

#### 1 将来像、基本目標および基本方針の変更案について

現在策定作業中の秋田市総合計画および秋田市総合都市計画等との調整により、以下のとおり、将来像、基本目標および基本方針の変更を提案するものです。

##### (1) 将来像の修正案

【変更前】

【将来像】(案) 住み続けたいと誰もがおもう わがまち秋田の住まい・まちづくり

【変更案】

【将来像】(案) 誰もが「住みたい」「住み続けたい」とおもう 秋田の住まい・まちづくり

##### (2) 基本目標および基本方針の修正案

変更前	変更案
<p>【目標2】 誰もが快適に暮らせる住まい・まちづくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ライフスタイルに応じて誰もが安心して快適に暮らせる住まい・まちづくり</u></li> <li>・ 既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくり</li> </ul>	<p>【目標2】 誰もが快適に暮らせる住まい・まちづくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>エイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくり</u></li> <li>・ <u>ライフスタイルに応じて快適に暮らせる住まい・まちづくり</u></li> <li>・ 既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくり</li> </ul>
<p>【目標3】 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な住まい・まちづくり</li> <li>・ 市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり</li> <li>・ 都市のスポンジ化対策を推進する住まい・まちづくり</li> </ul>	<p>【目標3】 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多核集約型のコンパクトシティ形成の実現に向けた持続可能な住まい・まちづくり</u></li> <li>・ 市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり</li> <li>・ 都市のスポンジ化対策を推進する住まい・まちづくり</li> </ul>
<p>【目標4】 <u>環境にやさしい</u>住まい・まちづくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>低炭素社会</u>を実現する住まい・まちづくり</li> </ul>	<p>【目標4】 <u>「環境立市あきた」</u>を実現する住まい・まちづくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>脱炭素社会</u>を実現する住まい・まちづくり</li> </ul>

## 2 【変更後】基本理念と将来像

住まいや居住環境は、人や家庭を育むとともに、暮らしや地域コミュニティ形成の場となるなど、市民生活を支える基盤となっています。また、都市と自然が調和し、都市の便利さのなかに豊かな自然が存在するとともに、居心地の良さや安らぎを感じることができるような安全で安心な暮らしの場を守っていく必要があります。

一方、人口減少や高齢化の進行・加速により、都市全体の生活利便性の低下が懸念されるとともに、近年激甚化・多頻度化する自然災害への対策が急務となっています。また、高齢者単身世帯の増加や子育て世帯の減少、若者の転出傾向等の状況に対応するため、多様なニーズに応じた住宅の質の向上のほか、地域資源を活用した魅力の向上等も課題となっています。

本市では、秋田市総合都市計画に掲げる多核集約型コンパクトシティの形成を推進し、まちなかへの居住誘導を進めるとともに、災害に対応したハード・ソフト対策等により、持続可能な都市の実現と居住環境の向上を図り、誰もが安心して住みたい、住み続けたいとおもう住まい・まちづくりを目指します。

### 【将来像】

(案) 誰もが「住みたい」「住み続けたい」とおもう 秋田の住まい・まちづくり

### 3 基本目標

現在抱える課題を解決しながら基本理念および将来像の実現に向けて、以下の5つを基本目標として、秋田市の住まい・まちづくりに取り組めます。

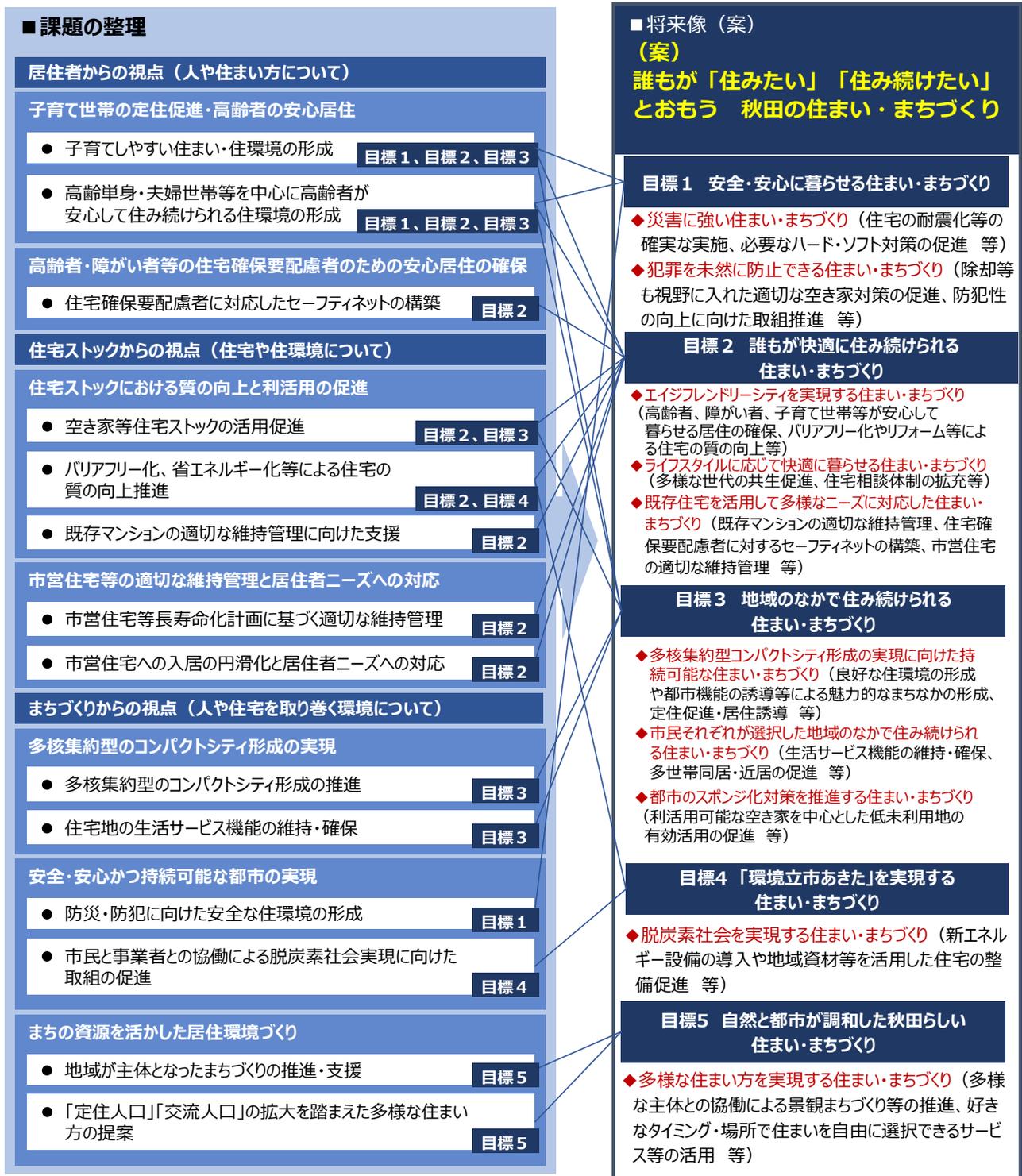


図 3-1 課題と目標の対応

### 【目標1】安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり

- ・近年、全国的に激甚化・多頻度化している水害や土砂災害等の自然災害に対応し、市民の誰もが安心して暮らし続けられるよう、住宅の耐震化等の確実な実施のほか、災害の発生が懸念される地域に対する必要なハード・ソフト対策の促進により、災害に強い住まい・まちづくりを目指します。
- ・活用等が考えられない空き家については、除却等も視野に入れた適切な空き家対策を促進するなど、倒壊や犯罪の危険に備えるとともに、住宅地や住宅の防犯性の向上に向けた取組の推進により、犯罪を未然に防止できる住まい・まちづくりを目指します。

### 【目標2】誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり

- ・バリアフリー化やリフォーム等による住宅の質の向上により、高齢者、障がい者および子育て世代等の誰もがそれぞれのニーズに応じて、安心して暮らすことができるエイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくりを目指します。
- ・子育て世代や高齢者世代等の共生により、多様な世代が安心して暮らせる環境の形成のため、他世代の同居や近居のための支援などにより、ライフスタイルに応じて快適に暮らせる住まい・まちづくりを目指します。
- ・既存マンションの適切な維持管理を図るとともに、住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの確実な確保に向けて、市営住宅の適切な維持管理や民間賃貸住宅の活用等の推進など、既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくりを目指します。

### 【目標3】地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり

- ・各地域の中心となる拠点地域の良好な住環境の形成や都市機能の誘導等による魅力的なまちなかの形成を図り、定住促進や住み替えニーズ等に合わせた居住の誘導などにより、多核集約型コンパクトシティ形成の実現に向けた持続可能な住まい・まちづくりを目指します。
- ・今後のさらなる人口減少や高齢化に伴い、郊外部等を中心に地域コミュニティの維持が困難となる地域の発生が懸念されることから、生活サービス機能の維持・確保や、拠点地域までの確実な移動手段を確保するほか、多世帯同居・近居や二地域居住等の促進により、市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくりを目指します。
- ・本市には利活用が可能な良好な状態の空き家が多く存在することから、空き家を中心とした低未利用地の有効活用のさらなる促進により、都市のスポンジ化対策を推進する住まい・まちづくりを目指します。

#### 【目標4】「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり

- ・環境に配慮した社会の実現に向けて、新エネルギー設備の導入や地域資材を活用した住宅のほか、長く住み続けられる住宅の整備促進等により、脱炭素社会を実現する住まい・まちづくりを目指します。

#### 【目標5】自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり

- ・豊かな自然・歴史・文化等の地域資源を活かして、多様な主体との協働による景観まちづくり等の推進を行うとともに、交流人口等の拡大に向けて、好きなタイミング・場所で住まいを自由に選択できるサービス等を活用した多様な住まい方を実現する住まい・まちづくりを目指します。

## 4 （議事3-4）基本目標の実現に向けた施策の展開について

### 1 施策展開の考え方

本市では、基本目標の実現に向けて、対策が急務となっている人口減少・高齢化や激甚化・多頻度化する自然災害、多様なニーズへの対応など、本市の住環境をとりまく様々な情勢の変化に対応すべく、以下の取組を中心とした施策の推進を行うものとします。

#### (1) 災害に強い住まいづくりの推進

近年、全国的に地震や風水害等の自然災害が頻発化・激甚化しており、災害発生時においても機能する強いまちづくりや住環境の形成が必要となっています。そのため、これまでに引き続き耐震化等の促進による災害に強い住宅の整備を進めるとともに、災害が想定される区域に立地する住宅の移転事業や住民の災害に対する意識向上に係る取組の強化を推進します。

#### (2) 空き家対策の強化と活用の促進

人口減少や高齢化等の影響に伴い、空き家は増加傾向にあり、特に賃貸用、売却用にも該当しない「その他の住宅」が空き家の半数を占める状況となっています。そのため、空き家対策検討体制や相談・情報提供体制の強化、実態調査やデータベースの作成等により、さらなる空き家活用の促進を図るとともに、適正な空き家管理や危険空き家等への対応についても強化を図ります。

#### (3) 多核集約型コンパクトシティ形成の実現に向けた住環境の整備

今後も想定される人口減少や高齢化の進行・加速に対応した持続可能な社会の形成を目指し、多核集約型コンパクトシティ形成の実現を図る必要があります。そのため、秋田市立地適正化計画に基づくまちなかの魅力向上や居住誘導等により、拠点地域における人口の維持・誘導を図ります。

#### (4) 高齢者や子育て世帯を中心として誰もが安心して住み続けられる住環境の整備

高齢者や子育て世帯を中心とした人々が快適に暮らせる住環境の整備を進めてきましたが、近年は高齢者単身世帯の増加や子育て世帯の減少、若者の転出傾向等の状況が顕著となっています。そのため、本市の目指しているエイジフレンドリーシティの実現に向けて、既存施策の拡充や見直しの検討、変化する多様なライフスタイルやニーズに対応した新たな施策等の実施・検討により、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成を目指します。

#### (5) 既存住宅の適切な維持管理と活用の促進

今後のさらなる高齢化等を踏まえ、これまで以上に住宅確保要配慮者に対応したセーフティネットの構築や公的賃貸住宅の適正入居に向けた取組等を推進する必要があります。また、既存マンションの老朽化が進んでいることから、実態調査や適正な維持管理に向けた取組等を推進します。

#### (6) 多様な主体との協働・連携の推進

地域ごとに異なる歴史・文化・コミュニティ等の特性を活かした住まいづくりを始めとする様々な住宅政策の推進にあたっては、地域住民や住宅関連事業者等の多様な主体との連携強化を図ります。また、多様な住まい方や関わり方を実現する住まい・まちづくりにより、交流人口等の拡大を目指します。

# 目標に対する基本方針および施策一覧

※青字: 重点的に取り組む基本施策

	目標	基本方針	基本施策	具体施策	
【将来像】 (案) 誰もが「住みたい」「住み続けたい」とおもう 秋田の住まい・まちづくり	【目標1】 安全・安心に暮らせる 住まい・まちづくり	①災害に強い住まい・まちづくり	①-1 災害に強い住まいまちづくりの促進	木造住宅の耐震性向上の支援 災害対策の強化 火災発生時の安全性向上の促進	
		②犯罪を未然に防止できる住まい・まちづくり	①-2 地域の防災力向上に向けた活動等の促進	地域における防災活動等の支援	
	【目標2】 誰もが快適に 住み続けられる 住まい・まちづくり	①エイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくり	①-1 高齢者や障がい者が安心して暮らせる居住の確保	高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅整備の促進 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 民間賃貸住宅における高齢者・障がい者等の安心入居の誘導	
			①-2 若者や子育て世帯が快適に暮らせる住環境の整備	若者や子育て世帯が暮らしやすい住宅整備の促進 若者や子育て世帯の移住・定住促進に向けた支援 民間賃貸住宅における子育て世帯の入居の円滑化	
		②ライフスタイルに応じて快適に暮らせる住まい・まちづくり	②-1 多様なライフスタイルに応じた住まいづくり	多様な世代の共生促進 総合的な住宅相談体制の拡充および住宅に関する情報の提供	
			③既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくり	③-1 既存マンションの適切な維持管理	既存マンションの実態調査と適切な維持管理の促進
		③-2 公的住宅の適切な供給と維持管理		多様な世代のための公的な住宅・住環境の供給 市営住宅における適正入居の推進 既設市営住宅等の適切な維持管理による有効活用	
		③-3 住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの構築		住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの確実な確保	
		③-4 民間賃貸住宅の活用推進		中古住宅市場の活性化に向けた取組の実施	
		【目標3】 地域のなかで 住み続けられる 住まい・まちづくり	①多核集約型コンパクトシティ形成の実現に向けた持続可能な住まい・まちづくり	①-1 都市機能の誘導等による魅力的なまちなかの形成	市街地の魅力向上に向けたイベント・都市機能等の誘導促進 居住誘導区域への居住誘導 民間賃貸住宅等の誘導 既存住宅活用による居住の誘導
				①-2 まちなかへの居住誘導と良好な住環境の形成	
			②市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり	②-1 住まいの場所によらず安心して暮らせる住環境の整備	地域コミュニティの確保 地域の実情等に応じた移動手段の検討
	【目標4】 「環境立市あきた」 を実現する 住まい・まちづくり	①脱炭素社会を実現する住まい・まちづくり	①-1 環境に配慮した住環境の整備	住まいの省エネ・環境共生住宅の普及促進 緑化等の促進	
			①-2 長く住み続けられる住宅の整備	住宅の長寿命化の促進 良質な住宅ストックの形成	
	【目標5】 自然と都市が調和した 秋田らしい 住まい・まちづくり	①多様な住まい方を実現する住まい・まちづくり	①-1 多様な主体との協働による地域資源を活かした住まいづくり	地域資源を活かしたまちづくりの支援 周辺に配慮したまちなみ形成の誘導	
			①-2 本市における多様な住まい方・関わり方を実現する環境の整備	多様な住まい方・関わり方の実現に向けた支援 多様な働き方に対応した住環境の整備	

# 施策に対する取組一覧

将来像（案）誰もが「住みたい」「住み続けたい」とおもう 秋田の住まい・まちづくり

## 目標1 安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり

基本方針	基本施策 重点的に取り 組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変 更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期		
									前半	後半	前半	後半	
①災害に強い 住まい・まち づくり	①-1 災害に強い 住まい・まちづ くりの促進	木造住宅の耐震 性向上の支援	1	継続	・秋田市木造住宅耐震診断支援事業の推進	—	秋田市木造住宅耐震診断支援事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断について耐震診断士を派遣する。また、耐震化率の動向等も考慮しながら、耐震性の向上に係る効果的な施策を検討する。			○		
			2	継続	・秋田市木造住宅耐震改修等補助事業の推進	—	秋田市木造住宅耐震改修等補助事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断について耐震診断士を派遣する。また、耐震化率の動向等も考慮しながら、耐震性の向上に係る効果的な施策を検討する。			○		
			3	新規 (実施中)	・住宅・建築物の耐震改修等に関する普及・啓発活動	—	秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会における産・学・官の連携による普及・啓発活動の実施	秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会における産・学・官の連携のもと、住宅・建築物の耐震改修等に関する普及・啓発活動を行う。			○		
		災害対策の強化	4	継続	・がけ地近接等危険住宅移転事業の推進	—	がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害のおそれのある区域からの住宅の移転費を支援するとともに、補助対象経費および補助金額等の拡充を検討する。			○		
			5	新規 (実施中)	・住宅金融支援機構の【フラット35】との連携	—	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型	住宅金融支援機構との連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助対象者が、住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を引き下げる。			○		
			6	新規	・洪水浸水想定区域等住宅移転事業の検討	—	—	洪水浸水想定区域から移転するための住宅取得費等への補助を検討し、移転を推進する。	○		○		
			7	継続	・災害ハザードマップ等による危険箇所の周知	—	災害ハザードマップ作成経費	ハザードマップの作成・配布・公表等。			○		
			8	新規 (実施中)	・小学校の通学路に面する危険なブロック塀等の解消を促進	—	危険ブロック塀等除却支援事業	小学校の通学路に面する危険ブロック塀等の除却工事に対し、費用の一部を補助する。			○		
		火災発生時の安全 性向上の促進	9	継続	・住宅用火災警報器設置・維持管理の推進	—	住宅用火災警報器設置事業	戸別訪問による設置および維持管理指導を行う。また、各種行事等においてチラシ等の配布やのぼり旗の設置などにより広く周知を図る。			○		
			10	継続	・住宅性能表示制度の周知・普及の促進	—	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等により、事業者や消費者等を対象にメリットや評価基準等について周知普及を図る。			○		
		①-2 地域の防 災力向上に向け た活動等の促 進	地域における防 災活動等の支援	11	継続	・自主防災組織等の活動支援	—	自主防災組織育成事業	自主防災組織育成事業の一環として、自主防災組織のリーダー研修を行い、市と地域が一体となった救護や救援を行える組織の育成と強化を図る。			○	
				12	新規 (実施中)	・防災イベントの開催	—	防災講話や防災訓練などの開催	ハザードマップによる災害時の危険性、住宅内の地震対策等についてのセミナーやイベントの開催や避難訓練や消火訓練などの防災訓練を開催する。			○	

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
②犯罪を未然に防止できる住まい・まちづくり	②-1 空き家対策や住宅の防犯性の向上に向けた取組の推進	適切な空き家対策の推進	13	継続	・空き家対策の推進に関する特別措置法や秋田市空き家等の適正管理に関する条例等の関係法令に基づく指導等	—	空き家対策の推進に関する特別措置法や秋田市空き家等の適正管理に関する条例等の関係法令に基づく指導等	所有者による空き家等の適切な管理を促進し、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、適切な管理が行われておらず、危険度が高い空き家等の所有者に対し、助言、指導等を行う。			○	
			14	新規 (実施中)	・空き家実態調査の検討および実施	—	新たな空き家調査手法の検討	水道の閉栓情報の活用や民間団体等との連携を含め、効果的な空き家の把握方法を検討し、実施する。			○	
			15	新規 (実施中)	・空き家データベースの作成および更新	—	空き家管理システム運営経費および更新経費	調査により、把握した空き家の効果的なデータベースを構築し、危険な空き家や利活用可能な空き家等の仕分けを実施し、各種対策に活用する。			○	
			16	新規	・空き家対策基本方針の見直し又は空き家等対策計画の策定	—	—	空き家対策基本方針の見直し又は空き家等対策計画を策定し、秋田市における空き家対策の方向性を示すとともに、各種の対策を展開する。	○		○	
			17	新規 (実施中)	・秋田市空き家対策検討チームによる空き家対策の検討	—	秋田市空き家対策検討チームの設置	重点的に空き家対策に取り組むため、既存の秋田市空き家対策検討チームを再編するとともに、チームによる対策の検討と施策の展開を図る。			○	
			18	新規 (実施中)	・条例に基づく緊急安全措置の実施	—	条例に基づく緊急安全措置の実施	条例に基づき、飛散防止ネットの設置やロープによる固定等の必要最小限の措置(緊急安全措置)を行う。			○	
			19	新規	・特定空き家認定および空き家特措法に基づく措置の検討	—	—	特定空き家等の認定や空き家特措法に基づく、勧告、命令、行政代執行等の措置について検討する。	○		○	
			20	新規 (実施中)	・空き家所有者等無料相談会の実施	—	空き家所有者等無料相談会の実施	関係団体と連携した空き家相談会を実施する。			○	
			21	継続	・秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金の交付	—	秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金	危険な空き家の所有者等へ空き家等の解体費や撤去費を補助する。			○	
			23	新規 (実施中)	住宅の防犯性能向上に向けた支援	—	・住宅リフォーム支援事業による住宅の防犯設備設置への支援	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○
24	継続	地域における防犯活動等の支援	—	・防犯灯設置等の整備の推進	まちあかり・ふれあい推進事業	町内会・自治会等からの申請に基づき、防犯灯を新設。			○			

目標2 誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期		
									前半	後半	前半	後半	
①エイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくり	①-1 高齢者や障がい者が安心して暮らせる居住の確保	高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅整備の促進	25	継続	・住宅リフォーム支援事業の推進	再掲	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○		
			26	継続	・障がい者への日常生活用具給付等事業の利用促進	—	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに著しく支障のある重度身体障がい者が、居住する住宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費を給付する。			○		
			27	継続	・高齢者への福祉用具貸与・購入、住宅改修の利用促進	—	福祉用具貸与・購入、住宅改修費支給	要支援または要介護認定を持つ方へ、必要と認められる場合に福祉用具貸与・購入費および住宅改修費の一部を給付する。			○		
			28	継続	・住宅性能表示制度の周知・普及の促進	再掲	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等により、事業者や消費者等を対象にメリットや評価基準等について周知普及を図る。			○		
			29	新規	・リバースモーゲージ等の普及促進	—	—	リースバックやリバースモーゲージについてホームページ等で内容を紹介。金融機関との連携により、居住誘導区域でリバースモーゲージ型住宅ローンを利用した住宅取得等を行う場合の融資事務手数料を無料とするなどを検討する。	○			○	
		30	継続	・サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の活用促進	—	サービス付き高齢者向け住宅登録事務	サービス付き高齢者向け住宅登録事務	サービス付き高齢者向け住宅登録事務および登録住宅のホームページによる公開。			○		
		31	継続	・高齢者生活支援情報提供事業の促進	—	高齢者生活支援情報提供事業	サービス付き高齢者向け住宅情報を含む公的サービス以外の暮らしに役立つインフォーマルサービス(介護保険外サービス)等の情報を集約のうえ冊子として発行し、高齢者等に提供する。			○			
		32	新規	・サービス付き高齢者向け住宅のまちなか誘導	—	—	サービス付き高齢者向け住宅の居住誘導区域内に建設する場合の支援を検討する。	○				○	
		33	継続	民間賃貸住宅における高齢者・障がい者等の安心入居の誘導	—	・居住支援協議会活動支援事業への取り組みの検討	—	秋田県居住支援協議会への参画	秋田県居住支援協議会に参画し、低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者のための新たな住宅セーフティネット制度等の協議を行う。			○	
		34	新規 (実施中)	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度の推進	—	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度の推進	—	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度	低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を推進する。			○	

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
①エイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくり	①-2 若者や子育て世帯が快適に暮らせる住環境の整備	若者や子育て世帯が暮らしやすい住宅整備の促進	35	継続	・住宅リフォーム支援事業の推進	再掲	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○	
			36	継続	・空き家バンク制度活用の推進	—	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○	
			37	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	—	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○	
			38	継続	・空き家定住推進事業の推進	—	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○	
			39	新規 (実施中)	・住宅金融支援機構の【フラット35】との連携	再掲	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型	住宅金融支援機構と連携し、多世帯同居・近居推進事業等の補助対象者が、住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を引き下げる。			○	
			40	新規 (実施中)	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度の推進	再掲	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度	低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を推進する。			○	
			41	新規 (実施中)	・若者移住促進事業の推進	—	若者移住促進事業	本市へ移住する若者の生活必需品等の購入費用を補助する。			○	
			42	新規 (実施中)	・東京圏移住支援事業の推進	—	東京圏移住支援事業	東京圏から本市へ移住する方に補助する。			○	
		43	新規 (実施中)	・子育て世帯移住促進事業の推進	—	子育て世帯移住促進事業	本市へ移住する子育て世帯の住宅新築、購入、賃借、転居費を補助する。			○		
		44	新規 (実施中)	・結婚新生活支援事業の推進	—	結婚新生活支援事業補助金	要件を満たす新婚世帯に対し、住宅購入費や賃貸物件の家賃、引っ越し費用などを補助する。			○		
		45	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○		
		46	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○		
		47	新規 (実施中)	・住宅金融支援機構の【フラット35】との連携	再掲	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型	住宅金融支援機構との連携し、多世帯同居・近居推進事業等の補助対象者が、住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を引き下げる。			○		
				若者や子育て世帯の移住・定住促進に向けた支援								

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期		
									前半	後半	前半	後半	
①エイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくり	①-2 若者や子育て世帯が快適に暮らせる住環境の整備	民間賃貸住宅における子育て世帯の入居の円滑化	48	継続	・居住支援協議会活動支援事業への取り組みの検討	再掲	秋田県居住支援協議会への参画	秋田県居住支援協議会に参画し、低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者のための新たな住宅セーフティネット制度等の協議を行う。			○		
			49	新規 (実施中)	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度の推進	再掲	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度	低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を推進する。			○		
			50	継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○		
			51	新規 (実施中)	・住宅情報ネットワークサイト活用の推進	-	秋田市住宅情報ネットワークサイト活用の推進	市で開設した不動産関係団体と連携した市内の不動産物件紹介サイトを活用し、移住希望者等へ住まいの情報提供を行う。			○		
			52	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○		
			53	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○		
②ライフスタイルに応じて快適に暮らせる住まい・まちづくり	②-1 多様なライフスタイルに応じた住まいづくり	多様な世代の共生促進	54	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○		
			55	新規	・市営住宅の建替や改修時における多様な世代の共生を促進するための施設導入の検討	-	既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	市営住宅の建て替えや改修時において、子育て世代や高齢者世代等の多様な世代が共生できるような環境(交流スペース等)の導入を検討する。	○			○	
		総合的な住宅相談体制の拡充および住宅に関する情報の提供	56	新規	・住宅相談体制の強化	-	-	高齢者や障がい者等を中心に、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等による早期自宅改修促進に向けた、住宅リフォーム支援事業等の情報提供を行う。	○			○	
			57	継続	・各種住宅相談窓口に関する団体等との連携	-	-	住まいの選択や改修等に係る様々な住宅関連事業の利用拡大を図るための積極的な周知や総合的な相談に対応するため、各種住宅関連団体と連携した相談体制を検討する。				○	
			58	継続	・わかりやすい住宅関連情報提供の検討	-	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等でわかりやすい住宅関連情報の提供を行う。				○	
			59	継続	・まちづくりに関する団体等への情報提供	-	-	NPO法人等のまちづくりに関する団体等への情報提供を行う。				○	

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期		
									前半	後半	前半	後半	
③既存住宅を 活用して多様 なニーズに対 応した住ま い・まちづくり	③-1 既存マン ションの適切な 維持管理	既存マンション の実態調査と適 切な維持管理の 促進	60	新規	・マンション実態調査の実施	—		既存マンションの調査を行い、マンションの実態を調査する。			○		
			61	新規 (実施中)	・マンション管理組合登録制度の推進	—	マンション管理組合登録制度	マンション管理組合への情報提供を強化するため、既存の登録制度を見直すとともに推進を図る。			○		
			62	新規	・マンション管理適正化推進計画の策定および管理適正化のための助言指導や管理計画認定制度の実施の検討	—		マンションの適正管理を図るため、マンション管理適正化推進計画の策定および管理組合に対する助言・指導や管理計画認定制度の実施を検討する。		○		○	
	③-2 公的住宅 の適切な供給と 維持管理	多様な世代のた めの公的な住 宅・住環境の供 給		63	継続	・市営住宅の建替や改修時における高齢者や子育て世帯向け住戸確保等の検討	—	既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	市営住宅の建替や改修を行う際は、子育て世帯向け・高齢者向け住戸の確保等について検討する。			○	
				64	新規	・市営住宅の建替や改修時における多様な世代の共生を促進するための施設導入の検討	再掲	既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	市営住宅の建て替えや改修時において、子育て世代や高齢者世代等の多様な世代が共生できるような環境(交流スペース等)の導入を検討する。	○			○
		市営住宅におけ る適正入居の推 進		65	継続	・収入超過者や高額所得者への民間賃貸住宅の斡旋(不動産事業者との連携)	—	各種制度の紹介	空き家バンク制度や住宅情報ネットワークサイトにより物件を紹介する。			○	
				66	継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○	
				67	新規 (実施中)	・住宅情報ネットワークサイト活用の推進	再掲	秋田市住宅情報ネットワークサイト活用の推進	市で開設した不動産関係団体と連携した市内の不動産物件紹介サイトを活用し、移住希望者等へ住まいの情報提供を行う。			○	
		既設市営住宅等 の適切な維持管 理による有効活 用		68	継続	・市営住宅の既存ストックの改修や建替事業の推進	—	既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	市営住宅の既存ストックの改修や建替事業を推進する。			○	
69	継続			・市営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の長寿命化の推進	—	既設市営住宅改修事業	市営住宅等長寿命化計画に基づき長寿命化を推進。			○			

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
③既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくり	③-3 住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの構築	住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの確実な確保	70	継続	・居住支援協議会活動支援事業への取り組みの検討	再掲	秋田県居住支援協議会への参画	秋田県居住支援協議会に参画し、低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者のための新たな住宅セーフティネット制度等の協議を行う。			○	
			71	新規 (実施中)	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度の推進	再掲	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度	低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を推進する。			○	
			72	継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○	
			73	新規 (実施中)	・住宅情報ネットワークサイト活用の推進	再掲	秋田市住宅情報ネットワークサイト活用の推進	市で開設した不動産関係団体と連携した市内の不動産物件紹介サイトを活用し、移住希望者等へ住まいの情報提供を行う。			○	
	③-4 民間賃貸住宅の活用推進	中古住宅市場の活性化に向けた取組の実施	74	継続	・住宅瑕疵担保に関する制度の普及促進	—	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等により、消費者等を対象に、住宅瑕疵担保に関する制度について周知普及を図る。			○	
			75	継続	・住宅性能表示制度の周知・普及の促進	再掲	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等により、事業者や消費者等を対象にメリットや評価基準等について周知普及を図る。			○	
			76	継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○	
			77	新規 (実施中)	・住宅情報ネットワークサイト活用の推進	再掲	秋田市住宅情報ネットワークサイト活用の推進	市で開設した不動産関係団体と連携した市内の不動産物件紹介サイトを活用し、移住希望者等へ住まいの情報提供を行う。			○	
			78	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○	
			79	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○	

目標3 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
①多核集約型 コンパクトシ ティ形成の実 現に向けた持 続可能な住ま い・まちづくり	①-1 都市機能 の誘導等による 魅力的なまちな かの形成	市街地の魅力向 上に向けたイベ ント・都市機能等 の誘導促進	80	継続	・秋田市の中心市街地の活性化に向けた取組の推進	—	中心市街地活性化基本 計画推進経費	中心市街地活性化基本計画の取組状況等について進捗管理を行うとともに、関係機関が行う中心市街地活性化に資する各種事業を支援することにより、中心市街地の活性化を図る。			○	
			81	新規 (実施中)	・優良建築物等整備事業による都市機能誘導の促進	—	優良建築物等整備事業 費補助金	立地適正化計画における都市機能誘導区域内において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等整備事業を行う事業主体に対し整備に係る費用を補助し、事業の促進を図る。			○	
			82	継続	・商店街の空き店舗等への入居費用に対する補助事業の促進	—	中心市街地商業集積促 進事業	中心市街地の店舗集積による商業地としての魅力向上と活性化を図るため、中心市街地内の空き店舗および大型商業施設内の空きテナントへの入居にかかる改装費や賃借料等に補助する。			○	
			83	新規	・空き家の地域の活性化等に寄与する施設としての活用の検討	—	—	1年以上、居住者又は利用者がいない一戸建て・長屋建ての空き家を、まちづくり活動の拠点など地域の活性化につながる活用をする場合の支援について検討する。	○			○
			84	継続	・商店街活性化に向けたソフト事業の促進	—	商店街ソフト事業	商店街団体などが実施する、地域の特性を活かした商店街の振興に資するイベント等に対し補助する。			○	
	①-2 まちなか への居住誘導と 良好な住環境 の形成	居住誘導区域へ の居住誘導	85	新規	・居住誘導を促進するための新たな補助事業等の検討	—	—	居住誘導区域で自己居住用の住宅を新築する方に対する補助などを検討し、居住誘導を促進する。	○		○	
			86	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近 居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○	
			87	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進 事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○	
			88	新規 (実施中)	・優良建築物等整備事業を活用した共同住宅整備による居住誘導の促進(千秋久保田町等)	—	中心市街地優良建築物 等整備事業	中心市街地において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等整備事業を行う事業主体に対し整備に係る費用を補助し、事業の促進を図る。			○	
		民間賃貸住宅等 の誘導	89	新規	・サービス付き高齢者向け住宅のまちなか誘導	再掲	—	サービス付き高齢者向け住宅の居住誘導区域内に建設する場合の支援を検討する。	○			○
		既存住宅活用による 居住の誘導	90	継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制 度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○	
	91	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進 事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○			

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期		
									前半	後半	前半	後半	
②市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり	②-1 住まいの場所によらず安心して暮らせる住環境の整備	地域コミュニティの確保	92	新規 (実施中)	・優良建築物等整備事業による都市機能誘導の促進	再掲	優良建築物等整備事業費補助金	立地適正化計画における都市機能誘導区域内において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等整備事業を行う事業主体に対し整備に係る費用を補助し、事業の促進を図る。			○		
			93	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○		
			94	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○		
			95	継続	・農山村集落の安心生活維持の促進	—	秋田市空き家バンク制度等	農村山集落においても空き家バンク制度や各種補助金制度活用の推進を図る。			○		
		96	新規	・地域の実情や需要に応じた移動手段の導入検討	—	—	—	基幹的公共交通の維持を図るとともに、地域住民や事業者等との協働により、路線バスに限らない地域の実情に応じた移動手段の導入検討を行う。	○				
		③都市のポテンシャルを推進する住まい・まちづくり	③-1 低未利用地・空き家の有効活用	適切な空き家情報の提供	97	継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○
98	新規 (実施中)				・住宅情報ネットワークサイト活用の推進	再掲	秋田市住宅情報ネットワークサイト活用の推進	市で開設した不動産関係団体と連携した市内の不動産物件紹介サイトを活用し、移住希望者等へ住まいの情報提供を行う。			○		
99	新規				・住宅利活用に向けたセミナー等の開催	—	—	空き家を資産として活用するための知識や補助制度、インスペクション(住宅診断)や安心R住宅制度、様々な利活用の方法等について学ぶことのできるセミナー等の開催を検討する。	○		○		
空き家等の利活用促進	100			継続	・空き家バンク制度活用の推進	再掲	秋田市空き家バンク制度	市内協力宅建業者と連携し、売却等を希望する空き家の登録を行い、ホームページ等で利用希望者へ情報提供を行う。			○		
	101			継続	・空き家定住推進事業の推進	39と同様	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○		
	102			新規	・空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性についての検討	—	—	—	空き家や低未利用地解消のため、関係団体と連携し、ランドバンク事業実施の可能性について検討する。		○		○
	103			新規	・空き家の地域の活性化等に寄与する施設としての活用の検討	再掲	—	—	1年以上、居住者又は利用者がいない一戸建て・長屋建ての空き家を、まちづくり活動の拠点など市の活性化につながる活用をする場合の支援について検討する。	○			○
	104			新規	・空き家の様々な活用方法に対する支援の検討	—	—	—	交流施設、福祉施設など様々な活用方法に対する支援について、関係団体等の連携も含め検討する。	○			○

目標4 「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり

基本方針	基本施策 重点的に取り 組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
①脱炭素社会 を実現する住 まい・まちづく り	①-1 環境に配 慮した住環境の 整備	住まいの省エネ・ 環境共生住宅の 普及促進	105	継続	・長期優良住宅の認定および普及促進	—	長期優良住宅認定事務	長期優良住宅建築等計画の認定事務の実施。内容はHPで紹介。事業者や消費者等を対象にメリットや認定基準等について周知普及を図る。			○	
			106	新規 (実施中)	・低炭素住宅の認定および普及促進	—	低炭素住宅認定事務	低炭素住宅建築等計画の認定事務の実施。内容はHPで紹介。事業者や消費者等を対象にメリットや認定基準等について周知普及を図る。			○	
			107	継続	・住宅性能表示制度の周知・普及の促進	再掲	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等により、事業者や消費者等を対象にメリットや評価基準等について周知普及を図る。			○	
			108	継続	・住宅リフォーム支援事業の推進	再掲	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○	
			109	継続	・秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	—	秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または自ら居住する太陽光発電システム付き住宅を購入した方に補助を継続して行う。また、事業者負担で設置することで初期費用を抑えることができる、いわゆる第三者所有モデルに対しても補助対象とできるよう、検討する。			○	
			110	新規	・省エネルギー性能の高い住宅の普及	—	—	ネット・ゼロ・エネルギー住宅(ZEH)等の省エネルギー性能の高い住宅の普及に向けて、事例紹介等を通じた普及啓発活動を実施。	○		○	
		111	継続	緑化等の促進	継続	・緑のまちづくり活動支援基金(助成制度)による緑化等の促進	—	緑のまちづくり活動支援基金	身近な緑と花いっぱい活動(ソフト部門)への一部助成。			○

基本方針	基本施策 重点的に取り 組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
①脱炭素社会 を実現する住 まい・まちづく り	①-2 長く住み 続けられる住宅 の整備	住宅の長寿命化 の促進	112	継続	・長期優良住宅の認定および普及促進	再掲	長期優良住宅認定事務	長期優良住宅建築等計画の認定事務の実施。内容はHPで紹介。事業者や消費者等を対象にメリットや認定基準等について周知普及を図る。			○	
			113	継続	・住宅性能表示制度の周知・普及の促進	再掲	住宅整備課ホームページ等による紹介	ホームページ等により、事業者や消費者等を対象にメリットや評価基準等について周知普及を図る。			○	
			114	継続	・住宅リフォーム支援事業の推進	再掲	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○	
			115	新規	・省エネルギー性能の高い住宅の普及	再掲	—	ネット・ゼロ・エネルギー住宅(ZEH)等の省エネルギー性能の高い住宅の普及に向けて、事例紹介等を通じた普及啓発活動を実施。	○			
		良質な住宅ス トックの形成	116	継続	・住宅リフォーム支援事業の推進	再掲	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○	
			117	継続	・長期優良住宅の認定および普及促進	再掲	長期優良住宅認定事務	長期優良住宅建築等計画の認定事務の実施。内容はHPで紹介。事業者や消費者等を対象にメリットや認定基準等について周知普及を図る。			○	
			118	新規	・省エネルギー性能の高い住宅の普及	再掲	—	ネット・ゼロ・エネルギー住宅(ZEH)等の省エネルギー性能の高い住宅の普及に向けて、事例紹介等を通じた普及啓発活動を実施。	○			
			119	継続	・リフォーム関係団体等との連携によるリフォーム促進	—	リフォーム関係団体等との連携による相談対応	リフォームに関して、相談内容に応じ、リフォーム関係団体等を紹介する。また、国土交通省による「住宅リフォーム事業者団体登録制度」等についてホームページ等で紹介を行う。			○	

目標5 自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり

基本方針	基本施策 重点的に取り組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期									
									前半	後半	前半	後半								
①多様な住まい方を実現する住まい・まちづくり	①-1 多様な主体との協働による地域資源を活かした住まいづくり	地域資源を活かしたまちづくりの支援	120	継続	・エリアマネジメントの促進	—	地区計画制度	一定のまとまりのある地区について、公共施設の整備と建築物や土地利用に関するきめ細かなルールを定めることにより、地区の特性を生かした住民主体のまちづくりを促す。			○									
							建築協定制度	一定の区域内において、土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低の基準」にさらに一定の制限を加えた独自のルールを定め、これをお互いに守り合っていくことで良好な生活環境、魅力あるまちづくりの実現を目指す。			○									
							緑地協定制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する。			○									
			121	継続	・景観まちづくりの推進	—	景観まちづくり活動支援助成金	自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動を行う団体等に支援を行い、地域の特性を活かした景観の向上を図る。また、新たな活用団体の発掘に向け、町内会等への積極的な周知を行う。			○									
							122	継続	・新屋地区等における町家を活かした景観づくり	—	景観重要建築物等保存事業費補助金	良好な景観形成を図る上で重要と認められる建築物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や改修費用を補助することで、地域住民の景観意識の向上や地域の景観まちづくり活動への展開を図る。また、新たな活用物件の発掘に向け、関連部署と連携した現地調査等の実施を行う。			○					
											123	継続	・秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づく指導	—	秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づく指導	秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づき、建築計画の標識設置、近隣居住者等への説明会などを建築主に実施させ、紛争を予防する。また、近隣居住者等と建築主の双方から紛争の調整の申出があった場合は、あっせんを行う。			○	
		124	新規 (実施中)	・景観形成基準に基づく指導の実施等	—	秋田市景観計画	秋田市景観計画に定められている景観形成基準に基づき、ホームページ等での周知による市民の意識向上や、大規模行為の届出、屋外広告物の申請に対し、適切な指導等を実施する。			○										
						125	継続	・空家等対策の推進に関する特別措置法や秋田市空家等の適正管理に関する条例等に基づく指導等	再掲	空家等対策の推進に関する特別措置法や秋田市空家等の適正管理に関する条例等に基づく指導等					所有者による空き家等の適切な管理を促進し、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、適切な管理が行われておらず、危険度が高い空き家等の所有者に対し、助言、指導等を行う。			○		
		126	継続	・秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金の交付	再掲					秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金	危険な空き家の所有者等へ空き家等の解体費や撤去費を補助する。			○						
						127	継続	・秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく宅地化された空き地の管理の推進	—	秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく宅地化された空き地の管理の推進	雑草等が繁茂している空き地について、良好な生活環境の確保および環境美化のため、土地所有者に対し空き地の適正な維持管理について必要な助言および指導。			○						
周辺に配慮したまちなみ形成の誘導	124	新規 (実施中)	・景観形成基準に基づく指導の実施等	—	秋田市景観計画					秋田市景観計画に定められている景観形成基準に基づき、ホームページ等での周知による市民の意識向上や、大規模行為の届出、屋外広告物の申請に対し、適切な指導等を実施する。			○							
						125	継続	・空家等対策の推進に関する特別措置法や秋田市空家等の適正管理に関する条例等に基づく指導等	再掲						空家等対策の推進に関する特別措置法や秋田市空家等の適正管理に関する条例等に基づく指導等	所有者による空き家等の適切な管理を促進し、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、適切な管理が行われておらず、危険度が高い空き家等の所有者に対し、助言、指導等を行う。			○	
						127	継続	・秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく宅地化された空き地の管理の推進	—						秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく宅地化された空き地の管理の推進	雑草等が繁茂している空き地について、良好な生活環境の確保および環境美化のため、土地所有者に対し空き地の適正な維持管理について必要な助言および指導。			○	

基本方針	基本施策 重点的に取り 組む 基本施策	具体施策	番号	現行計画 からの変更	取組	重複 状況	実施している 事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
									前半	後半	前半	後半
①多様な住まい方を実現する住まい・まちづくり	①-2本市における多様な住まい方・関わり方を実現する環境の整備	多様な住まい方・関わり方の実現に向けた支援	128	継続	・住宅リフォーム支援事業の推進	再掲	住宅リフォーム支援事業	50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。なお、事業の内容については、より効果的な事業となるよう検討する。	○		○	
			129	継続	・多世帯同居・近居推進事業の推進	再掲	秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。			○	
			130	継続	・空き家定住推進事業の推進	再掲	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家等を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。(居住誘導区域の場合は市民も対象)			○	
			131	新規	・二地域居住、サブスクリプション型サービスなどに対する住宅支援の検討	—	—	・定住および交流人口拡大のため、二地域居住、サブスクリプション型サービスなどに対する住宅支援を検討する。		○		
		多様な働き方に対応した住環境の整備	132	新規	・テレワークの環境整備に対する支援	—	—	在宅において就業するテレワークを実施するために必要な環境整備に対する支援を検討する。	○		○	

# 重点的に取り組む主な施策の新たな取組等

## 1 災害対策

番号	現行計画からの変更	取組	取組一覧番号	実施している事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
						前半	後半	前半	後半
1	継続	・がけ地近接等危険住宅移転事業の推進	4	がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害のおそれのある区域からの住宅の移転費を支援するとともに、補助対象経費および補助金額等の拡充を検討する。			○	
2	新規(実施中)	・住宅金融支援機構の【フラット35】との連携	5	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型	住宅金融支援機構との連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助対象者が、住宅金融支援機構の住宅ローン【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を引き下げる。			○	
3	新規	・洪水浸水想定区域等住宅移転事業の検討	6	—	洪水浸水想定区域から移転するための住宅取得費等への補助を検討し、移転を推進する。	○		○	
4	新規(実施中)	・小学校の通学路に面する危険なブロック塀等の解消を促進	8	危険ブロック塀等除却支援事業	小学校の通学路に面する危険ブロック塀等の除却工事に対し、費用の一部を補助する。			○	
5	新規(実施中)	・防災イベントの開催	12	防災講話や防災訓練などの開催	ハザードマップによる災害時の危険性、住宅内の地震対策等についてのセミナーやイベントの開催や避難訓練や消火訓練などの防災訓練を開催する。			○	

## 2 空き家対策(計画策定、危険空き家対策等)

番号	現行計画からの変更	取組	取組一覧番号	実施している事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
						前半	後半	前半	後半
1	新規(実施中)	・空き家実態調査の検討および実施	14	新たな空き家調査手法の検討	水道の閉栓情報の活用や民間団体等との連携を含め、効果的な空き家の把握方法を検討し、実施する。			○	
2	新規(実施中)	・空き家データベースの作成および更新	15	空き家管理システム運営経費および更新経費	調査により、把握した空き家の効果的なデータベースを構築し、危険な空き家や利活用可能な空き家等の仕分けを実施し、各種対策に活用する。			○	
3	新規	・空き家対策基本方針の見直し又は空き家等対策計画の策定	16	—	空き家対策基本方針の見直し又は空き家等対策計画を策定し、秋田市における空き家対策の方向性を示すとともに、各種の対策を展開する。	○		○	
4	新規(実施中)	・秋田市空き家対策検討チームによる空き家対策の検討	17	秋田市空き家対策検討チームの設置	重点的に空家対策に取り組むため、既存の秋田市空き家対策検討チームを再編するとともに、チームによる対策の検討と施策の展開を図る。			○	
5	新規(実施中)	・条例に基づく緊急安全措置の実施	18	条例に基づく緊急安全措置の実施	条例に基づき、飛散防止ネットの設置やロープによる固定等の必要最小限の措置(緊急安全措置)を行う。			○	
6	新規	・特定空き家認定および空家特措法に基づく措置の検討	19	—	特定空家等の認定や空家特措法に基づく、勧告、命令、行政代執行等の措置について検討する。	○		○	
7	新規(実施中)	・空き家所有者等無料相談会の実施	20	空き家所有者等無料相談会の実施	関係団体と連携した空き家相談会を実施する。			○	

### 3 空き家対策(利活用対策等)

番号	現行計画からの変更	取組	取組一覧番号	実施している事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
						前半	後半	前半	後半
1	新規(実施中)	・住宅情報ネットワークサイト活用の推進	98	秋田市住宅情報ネットワークサイト活用の推進	市で開設した不動産関係団体と連携した市内の不動産物件紹介サイトを活用し、移住希望者等へ住まいの情報提供を行う。			○	
2	新規	・住宅利活用に向けたセミナー等の開催	99	—	空き家を資産として活用するための知識や補助制度、インスペクション(住宅診断)や安心R住宅制度、様々な利活用の方法等について学ぶことのできるセミナー等の開催を検討する。	○		○	
3	新規	・空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性についての検討	102	—	空き家や低未利用地解消のため、関係団体と連携し、ランドバンク事業実施の可能性について検討する。		○		○
4	新規	・空き家の地域の活性化等に寄与する施設としての活用の検討	103	—	1年以上、居住者又は利用者がいない一戸建て・長屋建ての空き家を、まちづくり活動の拠点など市の活性化につながる活用をする場合の支援について検討する。	○			○
5	新規	・空き家の様々な活用方法に対する支援の検討	104	—	交流施設、福祉施設など様々な活用方法に対する支援について、関係団体等の連携も含め検討する。	○			○

### 4 多核集約型のコンパクトシティ形成のための居住誘導施策

番号	現行計画からの変更	取組	取組一覧番号	実施している事業・取組等の名称	事業・取組等の内容	検討開始時期		実施開始時期	
						前半	後半	前半	後半
1	新規(実施中)	・優良建築物等整備事業による都市機能誘導の促進	81	優良建築物等整備事業費補助金	立地適正化計画における都市機能誘導区域内において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等整備事業を行う事業主体に対し整備に係る費用を補助し、事業の促進を図る。			○	
2	新規	・居住誘導促進するための新たな補助事業等の検討	85	—	居住誘導区域で自己居住用の住宅を新築する方に対する補助などを検討し、居住誘導を促進する。	○		○	
3	新規(実施中)	・優良建築物等整備事業を活用した共同住宅整備による居住誘導の促進(千秋久保田町等)	88	中心市街地優良建築物等整備事業	中心市街地において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等整備事業を行う事業主体に対し整備に係る費用を補助し、事業の促進を図る。			○	
4	新規	・サービス付き高齢者向け住宅のまちなか誘導	89	—	サービス付き高齢者向け住宅の居住誘導区域内に建設する場合の支援を検討する。	○			○

## 5 (議事3-5) 成果指標および公営住宅の供給の目標量について

### 1 成果指標

設定した目標に対する達成度を分かりやすく示すため、目標ごとに成果指標を設定します。

目標は、住宅施策とともに他の施策との連携によって達成できるものであることから、関連計画等との整合を図り、10年後の目標値を示します。

※表中の「★」は住生活基本計画（全国計画：H28.3）と同様の指標

※表中の「■」はR2の現状（実績値）を後日修正

#### 【目標1】安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり

指標	定義	前計画 目標値 (R2)	現状 (R2)	中間目標 (R7)	目標値 (R12)
住宅の新耐震基準適合率	新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストック比率	90.0% (R2)	86.2% (H30)	93.0% (R7)	中間以上 (R12)
がけ地近接等危険住宅移転事業活用件数	がけ地近接等危険住宅移転事業活用件数（活用件数の合計）■	新規設定	3件 (H27～R2)	10件 (R3～R7)	20件 (R3～R12)
空き家相談会参加件数	空き家所有者等無料相談会の参加件数（参加件数の合計）■	新規設定	64件 (H30～R2)	200件 (R3～R7)	400件 (R3～R12)
老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数（活用件数の合計）■	新規設定	24件 (H27～R2)	50件 (R3～R7)	100件 (R3～R7)

#### 【目標2】誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり

指標	定義	前計画 目標値 (R2)	現状 (R2)	中間目標 (R7)	目標値 (R12)
高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率★	高齢者（65歳以上の者）が居住する住宅の一定のバリアフリー化率（2箇所以上の手すりの設置、又は屋内の段差解消に該当）	75.0% (H30)	42.0% (H30)	58.5% (R5)	75.0% (R10)
バリアフリー化された戸建住宅の割合	戸建住宅のバリアフリー化率（床の段差の解消、手すりの設置等に該当）	現状以上 (H30)	64.2% (H30)	現状以上 (R5)	中間以上 (R10)
子育て世帯の誘導居住面積水準達成率★	子育て世帯（世帯構成員に18歳未満の者が含まれる世帯）の誘導居住面積水準の達成率	50.0% (H30)	49.5% (H30)	53% (R5)	56% (R10)
最低居住面積水準未達率★	最低居住面積水準を満たしていない世帯比率	早期に解消 (H30)	4.0% (H30)	現状以下 (R5)	中間以下 (R10)
年間リフォーム実施比率	持ち家の住宅ストック戸数に対する年間リフォーム実施戸数の割合	6.0% (H30)	5.7% (H30)	6.0% (R5)	中間以上 (R10)

### 【目標3】地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり

指標	定義	前計画 目標値 (R2)	現状 (R2)	中間目標 (R7)	目標値 (R12)
居住誘導区域の 人口密度	立地適正化計画に基づく居住誘導 区域の人口密度	新規設定	54.7 人/ha (H27)	50.0 人/ha 以上 (R7)	50.0 人/ha 以上 (R12)
空き家バンク登 録物件数	空き家バンクの登録物件数（登録 物件数の合計） ■	新規設定	158件 (H27～R2)	250件 (R3～R7)	500件 (R3～R7)

### 【目標4】環境にやさしい住まい・まちづくり

指標	定義	前計画 目標値 (R2)	現状 (R2)	中間目標 (R7)	目標値 (R12)
新築住宅（戸建 て）における認 定長期優良住宅 率★	新築住宅（戸建て）に対する認定 優良住宅比率（年平均） ■	30%	18.5%	24.3%	30%

### 【目標5】自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり

指標	定義	前計画 目標値 (R2)	現状 (R2)	中間目標 (R6)	目標値 (R12)
まちなみなどの 景観についての 意識	「秋田市しあわせづくり市民意 識調査」で、秋田市に住んでいて 「まちなみなどの景観」について 「よい」「どちらかといえばよい」 を選んだ市民の割合	23%	22.3%	24.0%	26.0%

## 2 市営住宅の供給の目標量

「住宅セーフティネット供給量算定プログラム（国土交通省）」に基づき、表 5-1 のとおり計画期間（10 年間）に発生する公営住宅等による要支援世帯数を推計し、市営住宅の供給目標量の設定を行いました。

現状の市営住宅戸数は、2,344 戸ですが、推計の結果、計画期間における市営住宅の供給目標量を、現状の市営住宅戸数を維持し、2,344 戸と設定します。

また、長期的な既存ストックの有効活用を図るため、適切な維持管理や修繕および計画的な建替を行います。

表 5-1 公営住宅供給の目標量の推計結果

		戸数・世帯数		
		令和12年	参考	
			令和22年	令和32年
A	市営住宅戸数	2,344戸	2,344戸	2,344戸
B	県営住宅戸数	1,789戸	1,789戸	1,789戸
C : 公営住宅数 (A + B)		4,133戸	4,133戸	4,133戸
D	優先的に配慮すべき低所得者世帯 (令和12年度①+②+a.)	2,999世帯(戸)	2,953世帯(戸)	2,908世帯(戸)
E	公営住宅入居世帯のうち低所得者以外の有資格者世帯 (令和12年度 b.)	1,774世帯(戸)	1,766世帯(戸)	1,758世帯(戸)
必要な公営住宅戸数 (D + E)		4,773戸	4,719戸	4,666戸
F	必要な住宅戸数 (D + E) を考慮した、維持する公営住宅戸数	4,133戸 (市営住宅対象 2,344戸)	4,133戸 (市営住宅対象 2,344戸)	4,133戸 (市営住宅対象 2,344戸)

推計の結果、目標年次である令和12年の主な住宅確保要配慮者のうち、公営住宅の原則階層である収入分位25%までの世帯は、下図に示す「公営住宅入居世帯」の3,547世帯（a.+b.）と「公営住宅を除く借家に居住する世帯」の9,783世帯（①+②+（③-1）+（④-A）+（④-B）+（④-C））を合わせた13,330世帯となっています。

しかし、住宅確保要配慮世帯の属性は幅広く、属性や困窮度が異なる多様な人々が混在し、重層的な構成になっていると考えられることから、まず、真に住宅の確保が困難な住宅確保要配慮世帯層を優先的に対応することとします。

上記を前提とした場合、「公営住宅入居世帯」の1,773世帯（a.）と「公営住宅を除く借家に居住する世帯」の1,226世帯（①+②）を合わせた2,999世帯について優先的に対応するとともに、「公営住宅入居世帯」の低所得者以外の有資格者1,774世帯（b.）も考慮するものとする、合計4,773戸となります。

そのため、計画期間である今後10年間においては、現状の公営住宅戸数を維持しつつ、真に住宅に困窮する世帯へ適切に供給するために、高額所得者（d.）や収入超過者（c.）の住替え等を促進し、適正な管理と適正入居を推進することとします。

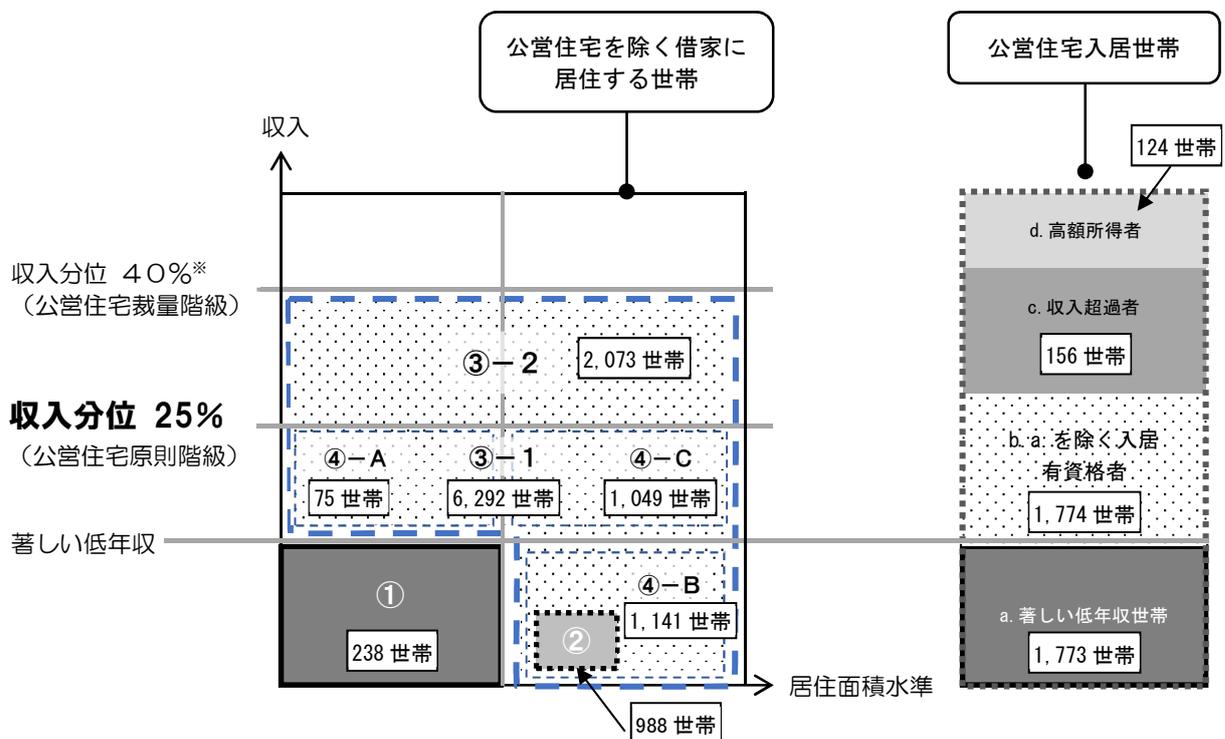


図5-1 令和12年の主な住宅確保要配慮者世帯

資料：住宅セーフティネット供給量算定プログラム  
 ※収入分位40%は裁量階層を想定（収入分位40%以下で事業主体が条例で定める）

表5-2 主な住宅確保要配慮者世帯（公営住宅を除く借家に居住する世帯の推計）

		令和2年度	令和12年度	(参考)		
				令和22年度	令和32年度	
①	・著しい低年収 かつ 最低居住面積水準未満の世帯	244 世帯	238 世帯	232 世帯	226 世帯	
②	・著しい低年収 かつ 高家賃負担率により最低居住面積水準以上の住戸に居住する世帯	1,021 世帯	988 世帯	956 世帯	925 世帯	
③-1	・公営住宅入居資格がある、高齢（単身・夫婦のみ）、障害者、子育て、外国人世帯 (注) (①、②は除く)	高齢単身・夫婦のみ世帯	4,034 世帯	3,897 世帯	3,765 世帯	3,637 世帯
		障害者世帯※1・※3	2,074 世帯	1,810 世帯	1,580 世帯	1,379 世帯
		子育て世帯	566 世帯	553 世帯	540 世帯	527 世帯
		外国人世帯※2・※4	28 世帯	32 世帯	37 世帯	43 世帯
	③-1 合計	6,702 世帯	6,292 世帯	5,922 世帯	5,586 世帯	
③-2	注：外国人世帯は③-1のみ該当	高齢単身・夫婦のみ世帯	1,608 世帯	1,552 世帯	1,498 世帯	1,446 世帯
		障害者世帯※1・※3	334 世帯	292 世帯	255 世帯	223 世帯
		子育て世帯	234 世帯	229 世帯	224 世帯	219 世帯
		③-2 合計	2,176 世帯	2,073 世帯	1,977 世帯	1,888 世帯
④-A	・著しい低年収以上 かつ 最低居住面積水準未満世帯	77 世帯	75 世帯	73 世帯	71 世帯	
④-B	・著しい低年収 かつ 最低居住面積水準以上世帯	1,169 世帯	1,141 世帯	1,114 世帯	1,088 世帯	
④-C	・著しい低年収以上 かつ 最低居住面積水準以上世帯	1,074 世帯	1,049 世帯	1,025 世帯	1,002 世帯	

※1令和2年度から令和12年度は住宅セーフティネット供給量算定プログラムで推計

※2令和22年度から令和32年度は、令和2年度と令和12年度の比率により推計

表5-3 公営住宅入居世帯※5

	令和2年度	令和12年度	(参考)	
			令和22年度	令和32年度
a. 著しい低年収世帯	1,781 世帯	1,773 世帯	1,765 世帯	1,757 世帯
b. a. を除く入居有資格者	1,782 世帯	1,774 世帯	1,766 世帯	1,758 世帯
c. 収入超過者	157 世帯	156 世帯	155 世帯	154 世帯
d. 高額所得者	124 世帯	124 世帯	124 世帯	124 世帯

※1：障がい者については、民営借家のみとする

※2：単身世帯については、単身高齢者世帯のみを対象として集計

※3：障がい者世帯のうち、16.1%は高齢者世帯と仮定

※4：永住権のない外国人とする

※5：公営住宅居住者については、高齢者以外の単身世帯も、既に入居しているものとしてカウントしている

※6：令和2年度から令和12年度は住宅セーフティネット供給量算定プログラムで推計

※7：令和22年度から令和32年度は、令和2年度と令和12年度の比率により推計

## 6 (議事3-6) 秋田市営住宅等長寿命化計画について

### 1 秋田市営住宅等長寿命化計画の作成フロー

※内容は、資料4「秋田市市営住宅等長寿命化計画素案」を参照

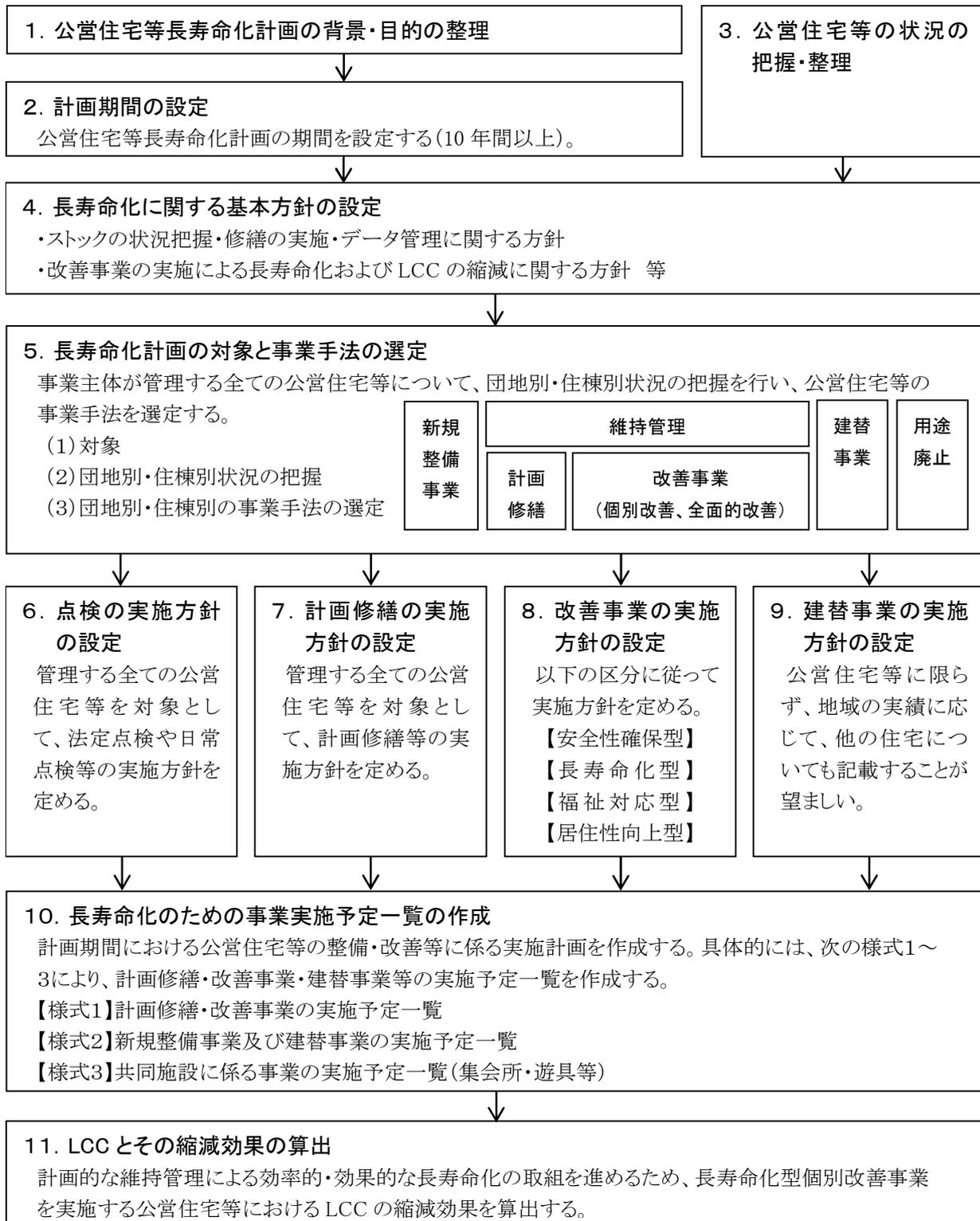


図6-1 計画策定の方法(フロー図)

資料：公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成28年8月改定 国土交通省)



## 7 (議事3-7) 両計画の素案およびパブリックコメントについて

本委員会では、「第2期秋田市住生活基本計画(素案)」(資料3)および「第2期秋田市営住宅等長寿命化計画(素案)」(資料4)を作成し、お示しいたしました。

今後は、本委員会の結果を受け、計画へのご意見の反映を行ったのち、両計画の素案について、秋田市議会への報告およびパブリックコメントを経て、第3回秋田市住生活基本計画等策定委員会では、「第2期秋田市住生活基本計画(案)」および「第2期秋田市営住宅等長寿命化計画(案)」をお示しします。

表7-1 今後のスケジュールについて

会議等	日程	内容
①	11/27(金)	・第2回秋田市住生活基本計画等策定委員会
—	12月上旬	・①の意見を踏まえた修正
②	12/中旬	・秋田市議会への報告
—	12月下旬	・②の意見を踏まえた修正
③	1月中旬 ～1月下旬	・パブリックコメントの実施
—	2月上旬	・③の意見を踏まえた修正
④	2/中旬	・第3回秋田市住生活基本計画策定委員会 ⇒内容：パブリックコメント結果への対応方針、第2期秋田市住生活基本計画(案)および第2期秋田市営住宅等長寿命化計画(案)の策定